

協議事項

(1) 基幹型センターの検討状況について

地域包括支援センターの運営については、本協議会において、介護予防ケアマネジメント業務量の増加、地域ケア会議の推進、困難事例対応の増加等に対応するため、センターの機能強化等の協議を行ってきた。

昨年度の本協議会において、各センターへの実務指導や助言、研修等の企画、困難事例対応の支援等を行う基幹型センターの設置に向けた検討を行うこととした。

県内他市の状況を見ると、基幹型センターを設置している市はなく、近隣では松江市が社会福祉協議会に委託して基幹型センターを設置している状況。

地域包括ケアシステムを推進していくにあたっては、地域共生社会の実現を目指していくことが求められており、市や関係機関等が縦割りではなく、横断的な連携が必要である。

現在策定中である米子市地域福祉計画においては、高齢者だけではなく、世代を超えて対応できる機能を備えた総合相談支援センターの設置を検討している。

以上のことから、センターの機能強化については、総合相談支援センターがその役割を果たすものと捉え、基幹型センターの設置検討から、総合相談支援センターの設置に切り替えることとする。

総合相談支援センター設置までの間について、今年度は委託料を増額（センター職員一人当たりの人件費を47万円増額）し、体制の強化を図ることとしており、今後の状況を把握しながら必要な対応を検討していくこととしたい。

(2) 地域ケア会議のあり方について

平成30年度より、国から示されている統一評価指標において、地域ケア会議については、自立支援・重度化防止の観点から個別ケースの検討をし、課題の分析を積み重ねることにより、地域課題に関して検討することが求められている。

本市においては、市全域を対象とした米子市がいなケア会議、各センター主催のまちケア会議を開催しており、平成29年度末には義方・湊山センターにおいて、市も準備段階から関わって、個別ケースを寄せた自立支援に向けたケア会議を開催した。その他のセンターにおいても、個別ケースの地域ケア会議を開催しているものの、その結果を自立支援・重度化防止につなげ、さらにそれを積み上げ、地域課題として解決に向けて検討していく仕組みが十分にできていない現状である。

今後、試行段階として義方・湊山センター及びふれあいの里センターの2センターにおいて個別ケースを用いた自立支援型のケア会議を行っていくこととし、本市における地域ケア会議のあり方を検討していくこととしたい。